

次のとおり公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和4年（2022年）4月27日

北海道知事 鈴木 直道

## 1 公募型プロポーザル方式に付す事項

### （1）業務名

北方領土返還要求特別啓発事業委託業務

### （2）業務の目的

北方領土返還要求運動の象徴的な空間の創造や、新型コロナウイルス感染症の影響を受けないデジタルメディア等を活用した啓発活動を実施することにより、北方領土問題への国民世論の一層の喚起を図る。また、北方領土周辺の漁業規制などの特殊な地域事情に鑑み、隣接地域（根室管内1市4町）の情報発信を行い、地域の振興を図る。

### （3）業務の内容

別添「北方領土返還要求特別啓発事業委託業務」企画提案指示書のとおり

### （4）委託期間

契約締結日から令和5年（2023年）3月22日（水）まで

## 2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

（1）単独法人、法人以外の団体又は複数の法人等（法人、法人以外の団体を含む。）による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

（2）単独法人、法人以外の団体又はコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する企業、特定非営利活動法人、その他法人又は法人以外の団体等であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体を除く。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を排除されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

（ア）道税（個人の道税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

（イ）本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

（ウ）消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。

（ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

（イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

（ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

- ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。
- ケ 団体においては、団体規約及び会計帳簿を備え、予算と決算を行っていること。
- コ 特定非営利活動法人の場合は、直近２年度分の特定非営利活動法人促進法第２９条に定める事業報告書等を所管庁へ提出していること。

### 3 参加資格の審査

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところにより参加表明書を提出し、前記２に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。
  - ア 参加表明書の交付期間  
令和４年（２０２２年）４月２７日（水）から令和４年（２０２２年）５月１２日（木）まで  
ただし、交付時間は、閉庁日を除く午前９時から午後５時３０分まで
  - イ 参加表明書の交付場所  
〒060-8588 札幌市中央区北３条西６丁目 北海道庁５階  
北海道総務部北方領土対策本部北方領土対策課（担当：押野、森山）  
なお、北海道総務部北方領土対策本部北方領土対策課のホームページからのダウンロードすることができる。  
（ホームページの URL <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/hrt/index.htm>）
  - ウ 提出書類 参加表明書及び添付書類
  - エ 提出部数 １部
  - オ 提出期限 令和４年（２０２２年）５月１２日（木）午後３時（必着）
  - カ 提出方法  
持参又は郵送（配達証明、簡易書留、書留のいずれかによる）により提出。  
ただし、持参による提出の場合の受付は、閉庁日を除く午前９時から午後５時３０分（提出期限の日においては午後３時）まで
  - キ 提出場所  
３の（１）のイに同じ
- (2) 審査を行ったときは審査結果を通知する。

### 4 企画提案説明書等の交付に関する事項

- (1) 交付期間  
令和４年（２０２２年）４月２７日（水）から令和４年（２０２２年）５月２７日（金）まで  
ただし、交付時間は、閉庁日を除く午前９時から午後５時３０分まで
- (2) 交付場所  
３の（１）のイに同じ

### 5 企画提案書の提出期限、場所及び方法

前記３の参加資格の審査により、参加資格を有すると認める者には企画提案書の提出を要請する。

- (1) 提出期限  
令和４年（２０２２年）５月２７日（金）午後５時（必着）
- (2) 提出方法  
持参又は郵送（配達証明、簡易書留、書留のいずれかによる）により１０部提出。  
ただし、持参による提出の場合の受付は、閉庁日を除く午前９時から午後５時３０分（提出期限の日においては午後５時）まで
- (3) 提出場所  
３の（１）のイに同じ

## 6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

## 7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた評価基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

## 8 契約手続

特定者を見積聴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

## 9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

### (1) 名称

北海道総務部北方領土対策本部北方領土対策課（担当：押野、森山）

### (2) 所在地

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁5階

### (3) 連絡先

電話番号：011-231-4111（内線22-768）

ファクシミリ：011-232-1780

## 10 業務上の留意事項

(1) 受託決定後、企画提案の内容を基本として、北海道と受託者が協議し委託業務の内容を決定する。

(2) 業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

## 11 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 審査結果及び特定者名は、公表する。

(3) 詳細は、企画提案説明書による。